

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
**実用新案登録第3191852号**  
**(U3191852)**

(45) 発行日 平成26年7月17日(2014.7.17)

(24) 登録日 平成26年6月25日(2014.6.25)

(51) Int. Cl. F 1  
**B 4 2 D 11/00 (2006.01)** B 4 2 D 11/00 E  
**G 0 9 F 3/02 (2006.01)** B 4 2 D 11/00 H  
G O 9 F 3/02 N

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 書面 (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2014-1794 (U2014-1794)  
(22) 出願日 平成26年3月19日(2014.3.19)

(73) 実用新案権者 300069772  
益塚 近志  
富山県氷見市論田2 4 番地 3  
(72) 考案者 益塚 近志  
富山県氷見市論田2 4 番地 3

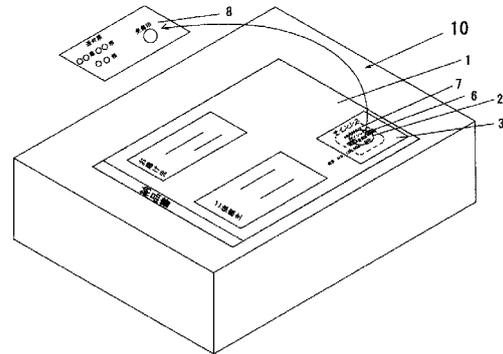
(54) 【考案の名称】 受領済シール付き配送伝票

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 受取人に渡す伝票の一部分に受領印やサインより容易に受領したことを示せる受領済シール付き伝票を提供する。

【解決手段】 受領済シール付き伝票 10 は、商品配達時に受取人が受け取る伝票であって、受取人名が示された納品書 1 と、納品書に貼付され、受取人が商品を受領したことの証しとして、納品書から剥がし、商品の配達人に渡される受領済シール部 2 と、を備える。受領済シール部が納品書に貼付された状態において、受領済シール部と納品書とに跨がって配置された封印部 6 を、備えるのが好ましい。受取人が商品を受領した時に、サインや印を付する代わりに、納品書から受領済シール部を剥がし、配達人に渡すことで、受領したことを示すことができる。

【選択図】 図 1



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

商品配達時に受取人が受け取る伝票であって、  
受取人名が示された納品書と、  
納品書に貼付され、受取人が商品を受領したことの証しとして、納品書から剥がし、商品の配達人に渡される受領済シール部と、を備える受領済シール付き伝票。

**【請求項 2】**

受領済シール部が納品書に貼付された状態において、受領済シール部と納品書とに跨がって配置された封印部を、更に備える請求項 1 に記載の受領済シール付き伝票。

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は、商品の受け渡しに用いられる受領済シール付き伝票に関するものである。

**【背景技術】****【0002】**

従来は伝票は受取人において、物品の受け取り時に確かにうけとった証として伝票に受領印またはサインをして配達人に伝票を渡していた。

このような伝票として、荷主が発行した貼付票に対応付けられた配達票に、物品を届けた顧客から受領印を受ける技術が提案されている（特許文献 1）。

**【先行技術文献】****【特許文献】****【0003】**

**【特許文献 1】** 特開平 05 - 067116 号公報

**【考案の概要】****【考案が解決しようとする課題】****【0004】**

しかしながら、従来は技術では、受領印に押すべき印鑑を取りに行ったりサインをする場合に筆記用具を探したり取り出したりして手間が掛かった。また、サインを記入しようとするとうまく書けないこともあった。

**【0005】**

本考案は、上述したような問題点を解決するためのもので、受取人に渡す伝票の一部分に受領印やサインより容易に受領したことを示せる受領済シール付き伝票を提供することを目的とする。

**【課題を解決するための手段】****【0006】**

(1) 商品配達時に受取人が受け取る伝票であって、

受取人名が示された納品書と、

納品書に貼付され、受取人が商品を受領したことの証しとして、納品書から剥がし、商品の配達人に渡される受領済シール部と、を備える受領済シール付き伝票。

**【0007】**

(1) の考案によれば、商品配達時に受取人が受け取る伝票は、納品書と、受領済シール部と、を備える。

納品書は、受取人名が示されている。

受領済シール部は、納品書に貼付され、受取人が商品を受領したことの証しとして、納品書から剥がし、商品の配達人に渡される。

これにより、受取人が商品を受領した時に、サインや印を付する代わりに、納品書から受領済シール部を剥がし、配達人に渡すことで、受領したことを示すことができる。

よって、受取人に渡す伝票の一部分に受領印やサインより容易に受領したことを示せる受領済シール付き伝票を提供できる。

**【0008】**

10

20

30

40

50

(2) 受領済シール部が納品書に貼付された状態において、受領済シール部と納品書とに跨がって配置された封印部を、更に備える(1)に記載の受領済シール付き伝票。

【0009】

(2)の考案によれば、封印部により、第三者が故意に受領済シール部を剥がした否かを確認できる。

【考案の効果】

【0010】

本考案は、受取人に渡す伝票の一部分に受領印やサインより容易に受領したことを示せる受領済シール付き伝票を提供できる。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】本考案の実施形態に係る伝票の斜視図である。

【図2】前記実施形態に係る伝票の正面図である。

【図3】前記実施形態に係る伝票の側面図である。

【考案を実施するための形態】

【0012】

本考案の実施形態に係る受領済シール付き伝票10の構成を図面に基づいて説明する。

図1は、本考案の実施形態に係る伝票の斜視図である。

図2は、前記実施形態に係る伝票の正面図である。

図3は、前記実施形態に係る伝票の側面図である。

【0013】

受領済シール付き伝票10は、商品発送時に受取人が受け取り、納品書1と、受領済シール部2と、貼り付け部3と、粘着部4と、剥離紙5と、封印部6と、を備える。

【0014】

納品書1は、受取人名が示されている。

受領済シール部2は、納品書1に貼付され、受取人が商品を受領したことの証しとして、納品書1から剥がし、商品の配達人に渡される。

【0015】

貼り付け部3は、受領済シール部2を設けてある主な部分であり、その面には受領シール部2が封印部6を除く部分で切りかかっている。

【0016】

粘着部4は、貼り付け部3の裏面に粘着されており、貼り付け部3の輪郭線とほぼ同様な形となっている。貼り付け部3は、粘着部4により、納品書1に貼り付けられている。

【0017】

剥離紙5は、受領シール部2が納品書1に粘着されないように保護するためのものであり、尚且つ、受領シール部2がはがれやすくするために納品書1と貼り付け部3の中間に設けられるものである。

【0018】

封印部6は、受領済シール部2が納品書1に貼付された状態において、受領済シール部2と納品書1とに跨がって配置されている。

封印部6は、封印とかけられた部分の半分だけ納品書1に粘着され、受領シール部2がはがされたときには剥離紙5からはがれる部分と、納品書1に粘着された部分とに2分割されるものである。

封印部6は、受領シール部2がはがされたときに、半分程度、貼り付け部3に残るように切りさかれる。

【0019】

偽造防止部7は、受領シール部2と貼り付け部3にわたって、英数字等が印刷されたものであり、受領シール部2と貼り付け部3の照合ができるようになっている。

送付票8は、貼り付け部3からはがされた受領済シール部2が貼付され、配達人が持ち帰る伝票である。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 2 0 】

本考案の実施形態によれば、受取人が商品を受け取った際に、従来の印鑑やサインの代わりに納品書に貼付された受領済シール部 2 を、例えば、従来の受領印の部分に貼ることで、配達人は商品の配達を完結できる。受領済シール部 2 には、封印部 6 が配置され、第三者が故意にはずしたかどうか確認できるようになっている。

このように、受領済シール部 2 により、受取人と配達人の両人とも文房用具なしで商品の受け渡しを完結できる。

## 【 0 0 2 1 】

なお、偽造防止の観点から、貼り付け部 3 全体に、背景や英数字の連番を施してもよい。また、図 1 及び図 2 に示す英数字は、偽造防止部 7 の一例であり、偽造防止部 7 は受領シール部 2 と貼り付け部 3 の照合ができれば任意の形態とすることができる。

10

## 【 0 0 2 2 】

また、剥離紙 5 には、受領シール部 2 をはがすと、受取人にメッセージが出るように、あらかじめ受取人へのメッセージを印刷してもよい。

## 【 0 0 2 3 】

受領シール部 2 は、複数枚設けられ、本人が不在時に、家族やそれ以外の人本人の代理として受け取った場合も含めて、どのシールがはがされたかで、本人か否かが、納品書 1 および送付票 8 をみれば容易にわかるように構成してもよい。

## 【 0 0 2 4 】

受領シール部 2 や貼り付け部 3 には、受取人情報を入力した ID タグをつけてもよい。また、光学読取機で読める暗号を記載してもかまわない。

20

## 【 0 0 2 5 】

なお、受領済シール部 2 を配達される商品に直接貼付してもよい。また、本考案は前記実施形態に限定されるものではなく、本考案の目的を達成できる範囲での変形、改良等は本考案に含まれるものである。

## 【 0 0 2 6 】

## 【産業上の利用可能性】

## 【 0 0 2 7 】

本考案の伝票は、宅配便などに使用できるほか、一般の納品伝票にも使用することができる。

30

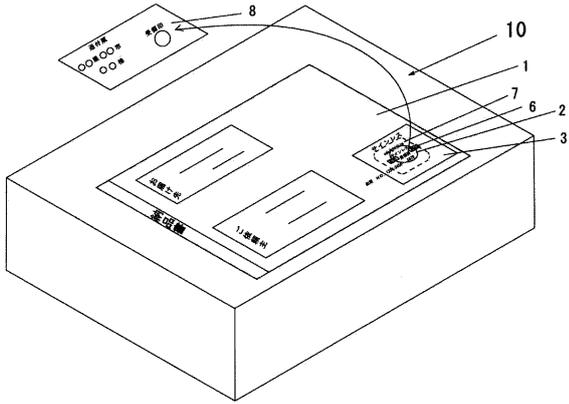
## 【符号の説明】

## 【 0 0 2 8 】

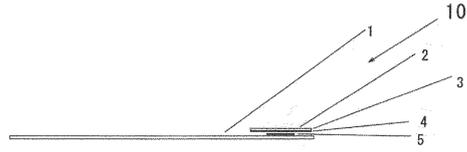
- 1 納品書
- 2 受領済シール部
- 3 貼り付け部
- 4 粘着部
- 5 剥離紙
- 6 封印部
- 7 偽造防止部
- 8 送付票
- 10 受領済シール付き伝票

40

【 図 1 】



【 図 3 】



【 図 2 】

